

サイバー攻撃等による資産喪失時の対処方針

SBIVC トレード株式会社（以下「当社」といいます。）は、資金決済に関する法律（以下「法」といいます。）第 63 条の 10 第 1 項及び暗号資産交換業に関する内閣府令第 23 条 3 項に基づき、下記のとおり、当社が暗号資産の管理を行う場合におけるサイバー攻撃等による資産喪失時の対処方針を定め、これを公表いたします。

記

当社は、サイバー攻撃等の結果、暗号資産を移転するために必要な秘密鍵その他の情報（以下「秘密鍵等」という。）の漏えい、滅失、毀損その他の当社の責めに帰すべき事由（以下「漏えい等」といいます。）に起因して、第 63 条の 11 第 2 項の規定により自己の暗号資産と分別して管理するお客様の暗号資産で当該お客様に対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合には、次の方針に従い、お客様が被った損害を賠償します。

(1) 当該債務の履行の方法

暗号資産または金銭のいずれによる賠償かは、同種同量の暗号資産による賠償とすることを原則としつつ、漏えい等した暗号資産の種類ごとに、その調達の困難性、漏えい等した後の値動き、その他関連する事情を踏まえ、当社によるお客様に対する損害賠償の時点において、お客様が適切に損害を回復できるかたちで決定することとします。

(2) 当該債務の履行の時期

個別具体的な漏えい等の事案に応じて、可及的速やかに実施することとします。

(3) 当該債務の履行の方法が金銭による場合には、弁済額の算定の基準日及び方法

お客様の損害を適切に回復するのに適した時点として当社が合理的に判断する日を基準日とし、当該基準日における他の暗号資産交換業者の示す当該暗号資産の価格として当社が合理的に相当と認める価格を用いて算定することにより、お客様の損害額を決定することといたします。

以上

===関連規定===

●法 63 条の 10 第 1 項

暗号資産交換業者は、内閣府令で定めるところにより、暗号資産の性質に関する説明、手数料その他の暗号資産交換業に係る契約の内容についての情報の提供その他の暗号資産交換業の利用者の保護を図り、及び暗号資産交換業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない。

●内閣府令 23 条 3 項

第一項の規定によるもののほか、暗号資産の管理を行う暗号資産交換業者は、暗号資産を移転するために必要な情報の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第六十三条の十一第二項の規定により自己の暗号資産と分別して管理する暗号資産交換業の利用者の暗号資産で当該利用者に対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における当該債務の履行に関する方針（当該債務を履行するために必要な対応及びそれを実施する時期を含む。）を定めて公表し、かつ、実施する措置を講じなければならない。

●ガイドライン

II-2-2-1-2 主な着眼点

(1) 債務の履行に関する方針の公表等

暗号資産の管理を行う場合は、暗号資産を移転するために必要な秘密鍵その他の情報（以下「秘密鍵等」という。）の漏えい、滅失、毀損その他の事由に起因して、法第 63 条の 11 第 2 項の規定により自己の暗号資産と分別して管理する利用者の暗号資産で当該利用者に対して負担する暗号資産の管理に関する債務の全部を履行することができない場合における、当該債務の履行に関する方針として、例えば、以下の事項を定め、これを公表しているか。

- ・ 当該債務の履行の方法
- ・ 当該債務の履行の時期
- ・ 当該債務の履行の方法が金銭による場合には、弁済額の算定の基準日及び方法

●情報の安全管理に関する規則・改正案

（漏えい時の対応）

第 30 条 会員は、保有する暗号資産の漏えいに備え、当該事態の発生時における対応手順を文書にて定めなければならない。

2 会員は、暗号資産の管理に係るシステム等の変更が行われるときには、当該変更にあわせて前項の文書を改訂し、変更後のシステムに適した対応手順を定めなければならない。

3 会員は、暗号鍵の保管者に対し、漏えい時対応に係る訓練を実施し、当該事態が発生した場合には、速やかに手順を実行する準備が整っていることを確認しなければならない。

4 会員は、暗号資産交換業者に関する内閣府令第 23 条第 3 項の規定に従い、サイバー攻撃等により暗号資産が漏えいした際の利用者に対する損害賠償に係る方針を定めて公表し、かつ、実施する措置を講じなければならない。

●VCT・前書面

8.3 サイバー攻撃による資産喪失時の対処方針

サイバー攻撃の結果、当社の責めに帰すべき事由によりお客様から預託を受けた暗号資産が漏えいした場合、法令に従いお客様が被った損害を賠償します。その時期は、個別具体的な漏えい事案に応じて、可及的速やかに実施す

ることとします。その方法（暗号資産または金銭のいずれによる賠償か）は、漏えいした暗号資産の種類ごとに、その調達の困難性、漏えいした後の値動き、その他関連する事情を踏まえ、当社によるお客様に対する損害賠償の時点において、お客様が適切に損害を回復できるかたちで決定することとします。